

# 町営住宅入居者の募集について

町では、町営住宅入居者を募集いたします。

入居を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入し、建設課へお申込みください。

## ○募集する住宅

(世帯用)一般町営住宅 6戸

〈単身用〉定住促進集合住宅 9戸

### ◆〈世帯用〉一般町営住宅 6戸

団地名	川向団地			下有住団地	八日町団地	
棟番号	30号	34号	36号	9号	3号	11号
所在地	世田米字川向 121-6			下有住字中上 334	上有住字 八日町 173	上有住字 八日町 174-1
募集戸数	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸
建設年度	平成 10～11年度			平成 8年度	平成 5年度	平成 11年度
構造	木造平屋 (和室 8 畳 3 部屋) ※注	木造平屋 (和室 8 畳 3 部屋)	木造二階 (和室 8 畳 2 部屋、 洋室 10 畳 1 部屋)	木造二階 (和室 6 畳 1 部屋、 8 畳 1 部屋、 洋室 10 畳 1 部屋)	木造平屋 (和室 8 畳 1 部屋、 10 畳 1 部屋)	
面積	78.66 m <sup>2</sup>			83.22 m <sup>2</sup>	74.53 m <sup>2</sup>	66.25 m <sup>2</sup>
入居可能日	5月上旬					
家賃	所得に応じて決定					
敷金	家賃 3 ヶ月分					
浴槽風呂 釜	浴槽あり ボイラー設備なし			浴槽あり ボイラー設備あり (前入居者より 有償での譲渡)	浴槽あり ボイラー設備なし	
入居者 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に困窮している理由があること</li> <li>・同居または同居しようとする親族があること</li> <li>・収入基準(下記参照)を満たしていること</li> <li>・町税などを滞納していないこと</li> <li>・申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと</li> </ul>					
収入基準	1)一般世帯 ----- 所得月額 158,000 円以下 2)裁量階層世帯(A) ----- 所得月額 214,000 円以下 ※高齢者世帯、障がい者世帯、被災者世帯など 3)裁量階層世帯(B) ----- 所得月額 259,000 円以下 ※同居者に中学校修了前の者がある場合					
必要書類	①入居申込書 ②住民票(全員分)※1、③所得を証明する書面※1 ④納税証明書、⑤その他、必要とする書類 ※個人番号を記入することで、②・③の書類添付を省略できます。					
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居決定後、連帯保証人(1名)と住民票の異動が必要となります。   ※連帯保証人は、居住地及び所得制限があります。</li> <li>・犬や猫等の動物は飼えません。</li> </ul>					

※注 5月下旬～6月中旬に、和室1部屋のフローリング改修工事を実施しますので、ご了解を頂ける方のみお申し込みを頂きますようお願い申し上げます。

◆〈单身用〉定住促進集合住宅 9戸

団地名・棟番号	川向第一団地 39・40号※図面参照	大崎団地4号 ※図面参照	大崎団地7・12・13号 ※図面参照	火石団地3・7・9号 ※図面参照
所在地	世田米字川向106-1	世田米字世田米駅56		世田米字火石25-8
募集戸数	2戸	1戸	3戸	3戸
建設年度	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成23年度
構造	木造平屋集合住宅 1K (洋室10畳程度)		木造二階集合住宅 1K (洋室10畳程度)	
面積	45.00㎡	45.00㎡	44.56㎡	40.99㎡
入居可能日	5月中旬			
家賃(月額)	24,400円	27,100円		25,800円
敷金 (家賃3ヶ月分)	73,200円	81,300円		77,400円
浴槽風呂釜	浴槽あり、ボイラー設備あり			
入居者資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得月額が家賃月額の3倍以上あること</li> <li>・町税などを滞納していないこと</li> <li>・申込者本人が暴力団員でないこと</li> </ul>			
必要書類	①入居申込書 ②住民票(全員分)、③所得を証明する書面※1 ④納税証明書、⑤その他、必要とする書類			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居決定後、連帯保証人(1名)と住民票の異動が必要となります。 ※連帯保証人は、居住地及び所得制限があります。</li> <li>・犬や猫等の動物は飼えません。</li> </ul>			

○募集期間

令和6年4月23日(火)～令和6年5月7日(火)※土日祝を除く。

受付時間 午前9時～午後5時

○選考方法

入居者資格審査を行い、入居者を決定します。

※それでも決定できない場合は、抽選により決定する場合があります。

○抽選会

抽選が必要となった場合には、以下の日程等により抽選会を行います。

日時 令和6年5月9日(木) 午前10時

場所 住田町役場 1階 建設課(予定)

## ○所得月額の算出方法

- ・入居予定者で所得のある方全員分の**所得合計額**を算出してください。……【A】
- ・控除合計額を計算してください。……【B】

**・所得月額＝(所得合計額【A】－控除合計額【B】)÷12ヶ月**

控除名	控除対象者の範囲	計算式
給与所得等控除	申込者及び同居者で給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある者	10万円×( )人 ※給与所得等が10万円未満である場合は当該合計額
扶養・同居親族控除	申込者本人以外の同居親族及び別居しているが所得税法上の扶養親族	38万円×( )人
老年扶養控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円×( )人
特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円×( )人
障害者控除	申込者及び扶養親族で3～6級の身障者など	27万円×( )人
特別障害者控除	申込者及び扶養親族で1・2級の身障者など	40万円×( )人
ひとり親控除	申込者及び同居者で現に婚姻しておらず、以下の全てを満たす人 (1)生計を一にする子(所得金額48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)がいる (2)合計所得金額が500万円以下 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない	35万円×( )人 ※対象者の所得金額から給与所得等控除の金額を控除した残額が35万円以下である場合は当該残額
寡婦控除	申込者及び同居者でひとり親控除に該当せず、以下のいずれかを満たす人(※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外) (1)夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下 (2)夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下	27万円×( )人 ※対象者の所得金額から給与所得等控除の金額を控除した残額が27万円以下である場合は当該残額
	合計【B】	万円